

伊丹市道路の構造基準等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市道路の構造基準等に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）
等の施行に伴うため。

伊丹市道路の構造基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年伊丹市条例第 号）

伊丹市道路の構造基準等に関する条例（平成24年伊丹市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の右に「，自転車通行帯」を加え，同条第5項中「の車道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には，車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては，停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には，安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては，車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は，1.5メートル以上とするものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は，当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第11条第1項中「多い道路」の右に「（第三級を除く。次項において同じ。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え，同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が

1 時間につき 60 キロメートル以上であるもの（」に改める。

第 12 条第 1 項中「自転車道」の右に「又は自転車通行帯」を加える。

第 13 条第 1 項中「自転車道」の右に「若しくは自転車通行帯」を加える。

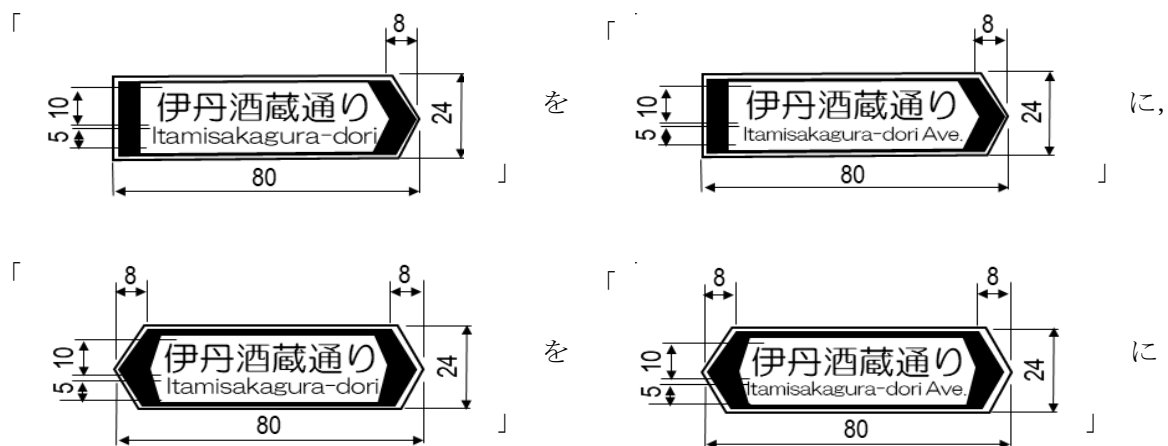
第 22 条第 2 項中「行なう」を「行う」に、「見とおし」を「見通し」に改める。

第 30 条第 2 項中「見とおし」を「見通し」に改める。

第 32 条第 3 号中「見とおし」を「見通し」に、「見とおす」を「見通す」に改める。

第 41 条中「第 9 条」の右に「，第 9 条の 2 第 3 項」を加える。

別表(1)中「116 の 3」を「116 の 5」に、「117 の 2-A」を「117 の 3-A」に、「118 の 3-A」を「118 の 4-A」に、「118 の 3-B」を「118 の 4-B」に、「118 の 4-A」を「118 の 5-A」に、「118 の 4-B」を「118 の 5-B」に，



改め，同表備考第 2 項第 2 号イの表中「センチメートル」を「単位センチメートル」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例による改正後の伊丹市道路の構造基準等に関する条例第9条の2並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。